

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	清 水 富 雄
同	大 岩 真善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 7 年 4 月 8 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「令和 6 年 4 月 10 日から 12 日にかけて、横浜上海友好都市提携 50 周年を記念して」市長及び議長らが「上海市長との面談を行うため、上海市に旅行した。」「その路程において、市長及び議長に随行した議会局市会事務部秘書広報課担当係長」「が上海市の宿泊施設を予約した。」「旅行後の令和 6 年 4 月 16 日に支出命令書を提出したが、その宿泊料は、」「横浜市外国旅行の旅費に関する規則第 8 条（宿泊料）第 1 項で規定する旅行先の区分に応じた定額 11,600 円であるべきところ、」「特 1 号の定額の 19,300 円ではなく、17,642 円の実費であった。」「と述べています。

このことから、請求人は、令和 6 年 4 月 10 日から同月 12 日までの上海出張の宿泊料について、財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

請求人は、「宿泊料については、」「旅費取扱いの手引き（横浜市総務局人事部労務課発行）」「においても、定額を支給しますとあり、また、国内旅行のように、支給額の実費相当額への調整を行いません。と記載されている。」「特 1 号随行にかかる宿泊料の増額根拠について、」「平成 3 年 6 月 24 日付総労第 90 号「市長等に随行する場合の宿泊料の取扱い

（裏面あり）

について」（通知）、平成5年4月1日付総労第458号「市長等に随行する場合の宿泊料の取扱いについて」（通知）」を「担当する総務局労務課に確認したところ、その起案用紙及び根拠資料もない」「保有期間の管理もされていないことから、市として共有された文書でない。」「議会局は」「宿泊料の増額根拠について」「解釈に混乱をしていると思料する。」「増額根拠としている通知が、現時点では有効ではないことから」「定額11,600円とするべきである。」と主張しています。

しかし、当該出張の期間に適用されていた「旅費取扱いの手引き」（令和6年3月改訂版。以下「手引き」という。）では、外国旅費の宿泊料について、「旅行先の区分に応じた横浜市外国旅行の旅費に関する規則別表第1の定額を支給し」、「条例上の定額を超えて宿泊料の増額支給が認められたとき」に「食事代が自己負担となる場合」などの「特別の要件を満たす場合」に「食事代相当額を宿泊料に加算して支給できること」が記載されており、係長級における食事代相当額は、区分に応じて、1,900円、3,900円又は5,800円となっています。また、手引きには、「市長等の特別職（横浜市旅費条例別表の特号を適用する者）に随行し、秘書的役割のため又は打ち合わせ等で、宿泊施設において行動を共にする必要がある者で、定額の宿泊料では不足する場合は、当該随行者の宿泊料を増額して支給することができます。」とも記載されています。

当該定額の宿泊料では不足する場合の当該随行者の宿泊料の増額について、「市長等に随行する場合の宿泊料の取扱いについて（通知）」（平成3年6月24日総労第90号）は、市長、議長等の特号適用者に随行して国内を旅行する場合で、定額の宿泊料では不足する者に対し、「宿泊に要する実費を支給する。ただし、特号の宿泊料を上限とする。」と通知しています。また、「市長等に随行する場合の宿泊料の取扱いについて（通知）」（平成5年4月1日総労第458号）は、通知の日以後に国内又は外国を旅行する場合について、平成3年6月24日総労第90号を適用することを通知しており、これらの通知の要旨、通知名及び文書番号は手引きにも記載されています。

そのため、議会局市会事務部秘書広報課担当係長に支給することができる外国旅費の宿泊料（食事代相当額を含む）の上限が特号の宿泊料となることは、手引きに示されています。

したがって、請求人の主張は、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。